

# 安定型最終処分場維持管理計画書

最終処分場の運営にあたっては、環境省令で定める「産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準、廃止の技術上の基準」を遵守し、安全面、環境面等に細心の注意を払う。また、管理事務所（一般廃棄物最終処分場と兼用）に常駐1名を配置して適切な管理を徹底する。なお、冬期の4ヶ月間（12月～3月）は原則、廃棄物の受入を行わない。

## 1. 産業廃棄物の受入管理

搬入される廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入、または付着することを防止するため、廃棄物の受け入れについては適切に検査を行う。

受入管理の流れを図1以下に示す。

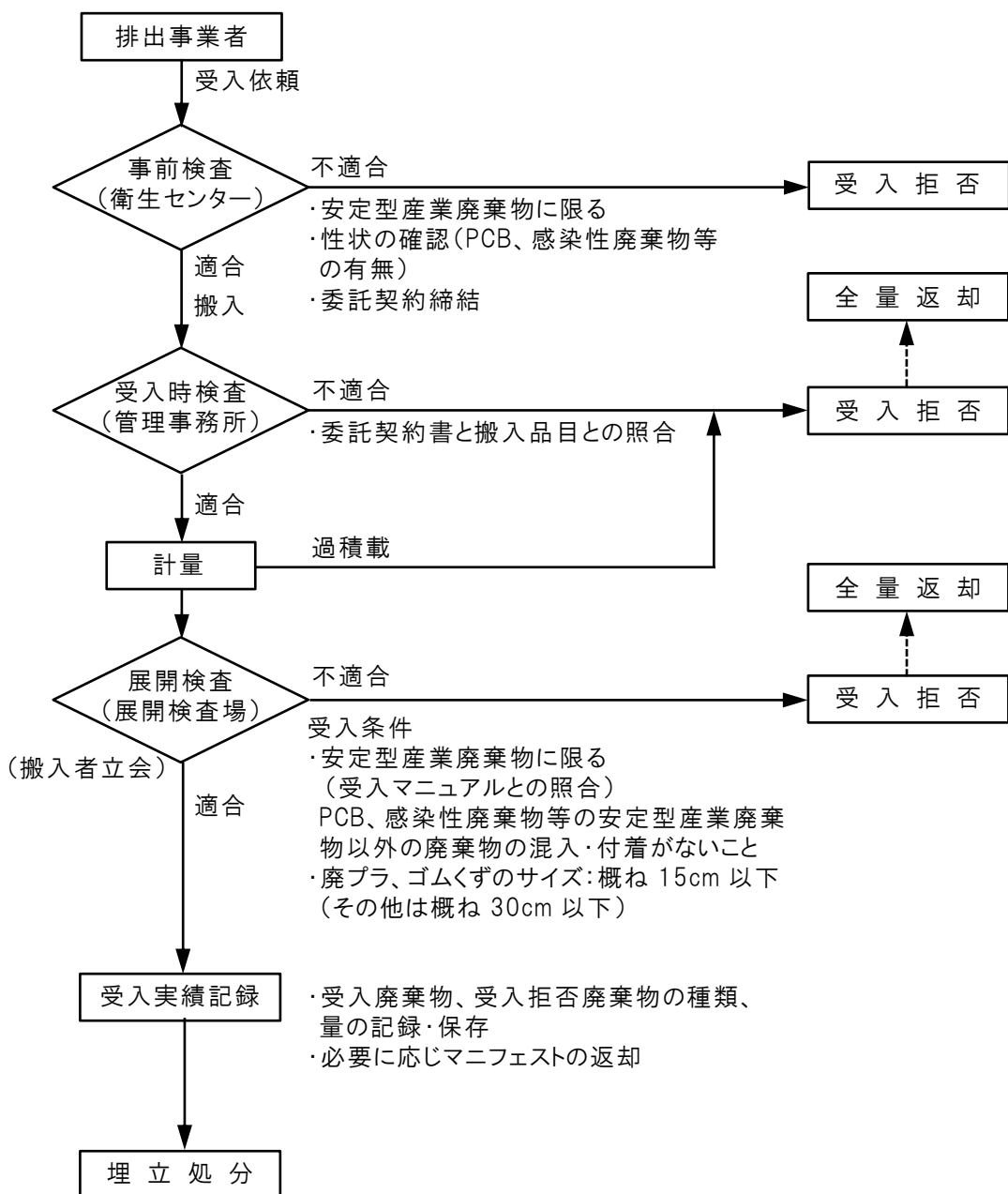


図1 廃棄物の受入検査の流れ

## (1) 事前検査

排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の情報（種類、発生箇所（工程）、量、性状等、必要に応じて成分分析データ）の提出を求め、受け入れの可否を確認する。とくに、PCB、感染性廃棄物等の混入・付着の有無を確認する。

この事前確認において、受け入れに支障がないことが確認されてから排出事業者と委託契約を締結する。安定型産業廃棄物の混合廃棄物は受け入れるが、展開検査時の作業の効率性、正確性確保の観点から可能な限り種類ごとに分類するよう要請する。

## (2) 受入時検査

搬入廃棄物について、積載物の目視検査や搬入者への聞き取りにより委託契約書と搬入品目とを照合し、記載内容と異なる産業廃棄物である場合や異なる産業廃棄物の混入が認められた場合は受け入れを拒否し、全量を排出事業者へ返却する。

積載物の検査は、車両荷台のシート等遮蔽物を取り除きスコープ、熊手等を使い、内部まで確認する。

なお、受入時間は 8 時 30 分から 16 時 30 分とする（冬期の 12 月～3 月は除く）。

## (3) 計量

受入時検査を終了した運搬車両について、計量機で廃棄物の種類ごと（廃プラ類、ゴムくず、金属類、陶磁器類、がれき類及び混合廃棄物）に搬入量を計量し、記録する。

## (4) 展開検査の実施

### ① 展開検査作業

展開検査の作業は、搬入車両ごとに行い、一連の作業が全て終了するまで次の搬入車両についての検査は行わないものとする。

### ② 展開検査

搬入廃棄物を展開検査場に降ろし、重機、人力等を使って広げ、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を詳細に検査する。

また、廃プラスチック、ゴムくずの寸法が概ね 15cm 以下、他の廃棄物は概ね 30cm 以下であることを確認する。

展開検査は、搬入者の立会の下、実施するものとする。

展開検査で受入できない廃棄物の混入が確認された場合、受け入れを拒否し、搬入廃棄物の全量を搬入者に引き取らせる。この場合、搬入者に対し分別を徹底し、安定型廃棄物以外を混入させないように指導するものとする。

### ③ 抜き取り検査

必要に応じて搬入された産業廃棄物の抜き取り検査を行い、性状を分析する。

分析の結果、受入が不可能な物質等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者へ返却すること。

## (5) 受入実績の記録

展開検査の結果（受け入れた安定型産業廃棄物及び引き取らせた廃棄物の種類、量、必要に応じて写真）を展開検査記録票、受入実績記録票に記録し、必要に応じマニフェストを搬入者に返却する。

なお、展開検査記録票及び受入実績記録票は、責任をもって礼文町が管理、保存する。

## (6) その他の措置

受入マニュアルを作成するほか、安定型産業廃棄物の種類を管理事務所に掲示し、不適格廃棄物の受け入れを行わないよう、管理員に周知徹底させる。

## 2. 埋立作業管理

### (1) 埋立物の搬入

展開検査を終了した安定型廃棄物は、速やかに町の重機で町の運搬車（運搬業者の協力が得られれば、搬入車）に積み込み、埋立処分場まで搬送する。

### (2) 埋立廃棄物の点検

埋立廃棄物の飛散、流出を日常的（受入日ごと）に点検する。また、搬入車による廃棄物の場外持出しを防止するため、退出時には洗車スペースでの洗車を義務付ける。廃棄物飛散、流出が見られた場合、速やかに回収し、再度、覆土及び転圧締固めを行う。

### (3) 埋立場所の管理

埋立作業は、廃棄物の種類ごとに大まかな埋立場所を決めて行う。廃棄物の埋立場所は埋立地平面図に図示しておく。これにより、ある廃棄物が問題になったとき、その廃棄物の埋立位置が明らかなので、掘り起こすなどの措置が容易に行えることになる。

### (4) 埋立セルの造成

埋立地内に搬入された廃棄物をブルドーザ、パワーショベル等により敷均し、破碎、転圧を行い、1日単位で廃棄物塊（セル）を造成する。

なお、埋立作業時に粉じんの発生やフィルム状の廃プラスチック、発泡スチロール等の飛散が生じる恐れがある場合は、散水を行うなどの措置をとる。また、特に強風の時は埋立作業を中止し、風が治まった時点で埋立を再開するものとする。

### (5) 覆土施工

1日の埋立作業終了時には、埋立廃棄物の飛散防止、臭気の発散防止、火災の発生防止、衛生害虫獣の繁殖防止等の観点から覆土（即日覆土、覆土厚15～20cm程度）を実施する。覆土の施工にあたっては、覆土法面の崩壊が生じない勾配を確保し、崩壊が生じた箇所は速やかに修復する。

### (6) 残余容量の管理

埋立地の残余容量について、定期的（1年に1回）に現地測量（縦横断測量）を実施

し、平均断面法により求積し、記録、保存する。

#### (7) ネズミ、ハエ等の衛生害虫獣に対する措置

ネズミ、ハエ等が発生しないよう、即日覆土を実施するが、必要に応じて殺虫剤、殺鼠剤等の薬剤の散布を行う。

#### (8) 災害発生防止

定期的に埋立地周辺の巡回を行い、火災の早期発見に努めるが、火災対策として消火器を管理事務所に1基、埋立処分地に1基、埋立作業重機に1基、計3基を常備する。消火器は所定の能力が発揮できるよう、適切な点検整備を行う。埋立地内は全面「火気厳禁」、「禁煙」等の看板を設置し、火災防止を徹底する。また、即日覆土の実施により火災の未然防止に努めるとともに、覆土兼用の防火用土砂を埋立地内に常時一定量確保しておく。

なお、地震、台風、豪雨等による災害発生に速やかに対応できるように緊急連絡体制を整備する。

#### (9) 作業従事者への教育

最終処分場の安全管理のため、埋立地内の交通ルール、埋立作業の安全確保、作業従事者の健康管理について必要な事項を定めた作業マニュアルを策定し、作業従事者に対しての教育を定期的に行う。

### 3. 施設・設備の維持管理

施設・設備の機能維持のため、日常点検、定期点検を実施し、異常の早期発見に努め、異常が発見された場合は、必要な措置を取る。また、地震、台風、豪雨等異常気象の発生直後には全ての施設・設備の臨時点検を実施する。点検結果、異常が発見された場合の措置内容は記録し、保存する。

点検による異常個所の発見から補修までの流れを図2に示す。

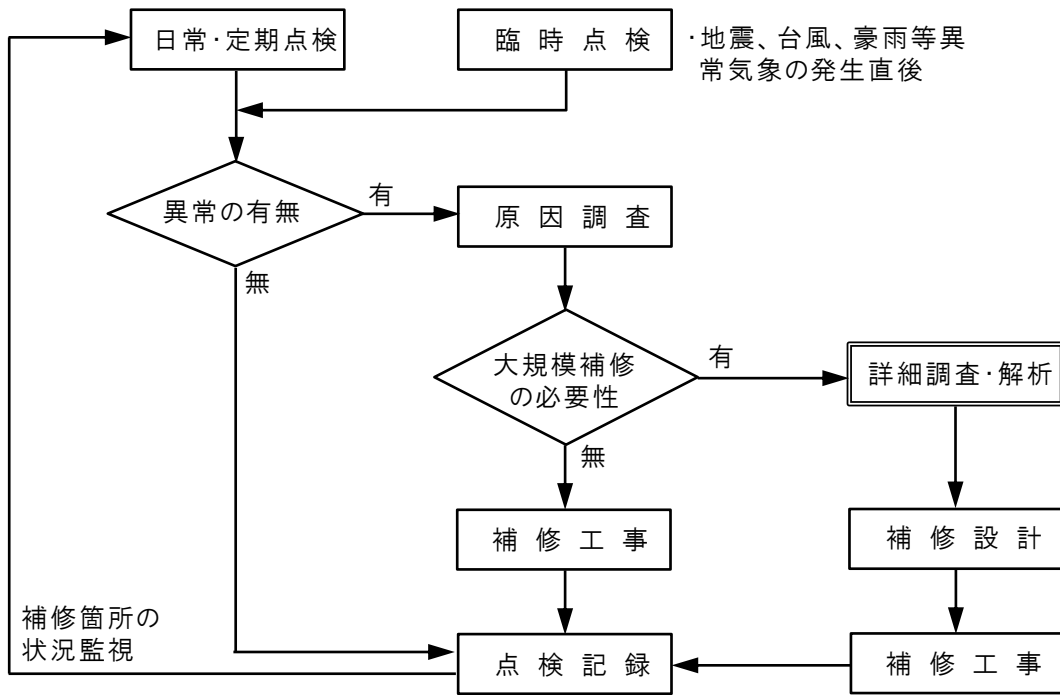


図2 点検による異常個所の発見から補修までの流れ

### (1) 貯留構造物（土堰堤）の点検

貯留構造物について、目視を基本とした日常点検（受入日ごと）、臨時点検を行い、以下のような異常の早期発見に努める。

- ・堤体からの漏水、堤体の亀裂、膨潤等
- ・法面の崩壊・崩落、亀裂、膨潤、浸食・洗掘等
- ・小段の滑落、崩壊等

異常が発見された場合は、原因を調査した上で補修内容について検討する。異常が軽微と判断された場合は、速やかに補修計画を策定し、補修工事を実施する。

異常のレベルが大きい場合は、専門家の協力を仰ぎ、堤体の水平変位、鉛直変位（沈下）、堤体内の間隙水圧、盛土材料の強度等の詳細調査、解析及び補修設計を行い、補修工事を実施する。

なお、堤体に土砂、廃棄物の堆積が認められた場合は、速やかに撤去する。

### (2) 貯留構造物（地山）の点検

貯留構造物の地山（切土部）の滑落、崩壊等の有無について目視による日常点検（受入日ごと）、臨時点検を行い、異常の早期発見に努める。

異常が発見された場合は、再度滑り解析等を行い、補修設計及び補修工事を実施する。

### (3) 貯留構造物（堤体）の基礎地盤の点検

貯留構造物の基礎地盤の崩壊、沈下等の有無について目視、沈下計、測量等による定期点検（月1回）、臨時点検を行い、異常の早期発見に努める。

異常が発見された場合は、基礎地盤の支持力等の詳細調査及び解析を行い、再設計を

行い、地盤改良等の補修工事を実施する。

#### (4) 雨水集排水設備の点検

側溝及び接続柵の損傷の有無、落葉や土砂の堆積状況について目視による定期点検(月1回)、臨時点検を行い、異常の早期発見に努める。また、降雨時であれば、水路の流下状況を確認し、流下状況に問題があれば、土砂等の撤去や側溝、接続柵の布設替えを行う。

#### (5) 浸透水採取設備、地下水観測井(地下水採取口)の点検

浸透水採取設備、地下水観測井は、設備の損傷や内部の目詰まり具合について目視、管内カメラ調査等による定期点検(月1回)、臨時点検を行い、異常の早期発見に努める。設備に異常が認められた場合は、必要な措置を講じるが、状況に応じて浸透水排水管の管種変更、観測井の再設置も検討する。

また、降雨時であれば、浸透水採取設備の孔内水位も点検し、浸透水集水管の集水能力を確認する。なお、地下水観測井の孔内水位も日常的(受入日ごと)に点検する。

浸透水採取設備及び地下水観測井は、3年に1回を目途に洗浄を行うが、洗浄は水質検査終了後に実施することとする。

#### (6) 搬入路、展開検査場の点検

搬入路、展開検査場の状況について、目視による日常点検(受入日ごと)、臨時点検を行う。搬送路の路盤に変形や段差が見られた場合は、路盤材の補充により成形する。展開検査場床のアスファルト舗装に劣化、損傷が認められたときは速やかに補修する。

#### (7) 門扉、立て札、埋立地の範囲を明らかにすることができるくいの点検

施設入口門扉(一般廃棄物最終処分場と兼用)、立札、くい(埋立地の範囲を明らかにすることができるくい)について目視による日常点検(受入日ごと)、臨時点検を行い、損傷箇所が発見された場合は速やかに補修を行う。門扉は、廃棄物の受入時間帯以外や作業終了後の退出時には必ず施錠を確認する。また、立札は、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講じる。くいは破損等が生じた場合は速やかに補修を行う。

#### (8) トラックスケールの定期点検

トラックスケールは計量法に基づき、2年に1度定期点検(法定点検)を受検し、測定誤差の公正を行い、併せてデータログ装置の機能点検を行う(以上メーカー対応)。また、法定点検時には、計量台及びロードセルの腐食、穴明き等の劣化についても目視にて検査し、必要に応じて、補修、更新を行う。

施設・設備の点検内容等を表1にまとめる。

なお、補修工事が設備の構造の変更を伴う場合には、事前に法的手続きの有無等について、宗谷総合振興局環境生活課と協議する。

表 1 施設・設備の日常点検・定期点検の内容

区分	施設・設備	点検内容	点検頻度	点検方法	措置内容
日常点検	門扉（一般廃棄物最終処分場と兼用）	損傷、開閉の動作状況、退出時の施錠確認	受入日ごと （受入日の間隔が長い場合は1回/週実施する）	目視	損傷部の補修
	立札	損傷、汚れ、記載内容（変更が生じた場合）			損傷部の補修、汚れの除去、記載内容の修正
	くい	損傷等の確認			損傷部の補修
	搬入路	路盤の変形、段差			路盤材の補充による成形
	展開検査場	アスファルト舗装の劣化、損傷			劣化、損傷部の補修
	貯留構造物（土堰堤、地山）	堤体への廃棄物・土砂の堆積 堤体からの漏水、堤体の亀裂・膨潤 法面の崩壊・崩落、亀裂、膨潤、浸食・洗掘 小段の浸食・崩壊 地山（切土法面）の滑落、崩壊		目視、測量	廃棄物・土砂の撤去 補修計画を立て補修工事の実施、損傷の規模が大きい場合は詳細な調査と解析を行い、設計、補修を実施
定期点検	貯留構造物（土堰堤、基礎地盤）	堤体の沈下 基礎地盤の沈下	1回/月	目視、測量、沈下計	詳細な調査と解析を行い、設計、補修の実施
	浸透水採取設備	浸透水管のひび割れ、穿孔（露出部）、被覆材の流出（露出部）		目視	損傷部の補修、状況により再設置、被覆材の補充
		採水柵の損傷、閉塞		目視	損傷部の補修、土砂等の撤去
		浸透水管のスケール付着、降水時であれば流下状況の確認		目視、管内カメラ	土砂等の除去、高圧水洗浄
	地下水観測井	3年に1回を目途に洗浄を行う		—	水質検査終了後に実施する
		孔内水位の確認、井内の閉塞、破損		目視	土砂等の除去、損傷部の補修、状況により再設置
	雨水集排水設備	3年に1回を目途に洗浄を行う		—	水質検査終了後に実施する
側溝、接続柵の損傷、土砂等の堆積状況、降雨時であれば流下状況の確認		目視	損傷箇所の補修、土砂等の撤去		
トラックスケール	計量法に基づく法定点検（公正）、計量台・ロードセルの劣化、データローガ装置の機能検査	1回/2年	荷重（分銅）試験、目視	誤差の公正、計量台・ロードセル、データローガ装置の補修・更新	

※地震、台風、豪雨等異常気象の発生直後には全施設・設備の臨時点検を必ず実施する。

#### 4. 環境管理

##### (1) 地下水モニタリング

埋立地上流、下流の観測井より採取した地下水について、水質モニタリングを実施し、水質基準を満たすことを確認する。埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて1回測定し、記録する（埋立開始後の水質との比較評価を行う）。埋立開始後は、地下水等検査項目は年1回、電気伝導率及び塩化物イオンは月1回、測定記録する（地下水等検査項目、水質基準は表2参照のこと）。

なお、当該地は現状においてダイオキシン類による汚染が認められないが、埋立開始前に1回及び埋立開始後に年1回測定し（当初2年間）、ダイオキシン類による汚染がないことを確認する。

水質検査の結果、水質の悪化（埋立開始前と埋立開始後の地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇している場合、電気伝導率・塩化物イオンについて上流、下流の地下水観測井で有意差がある場合等）が認められた場合、宗谷総合振興局環境生活課へ連絡し、対応を協議する。その上で、地下水等検査項目の検査頻度を上げ（ex.1回/3ヶ月）、水

質悪化の原因調査を進め、周辺水域への影響を調査し、新たな廃棄物の搬入停止を行うなど、生活環境保全上必要な措置を講じる。

## (2) 浸透水モニタリング

浸透水の水質検査について、地下水等検査項目は年1回、BOD（生物化学的酸素要求量）は月1回行い記録する。

浸透水の水質が基準に不適合となった場合、宗谷総合振興局環境生活課へ連絡し、対応を協議する。その上で、BODについて水質検査頻度を上げ（ex.1回/週）、その原因を調査し、廃棄物の搬入及び埋立処分を一時的に中止して基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去を行うなど、生活環境保全上必要な措置を講じる。

表2 地下水等検査項目、浸透水検査項目と測定頻度

水質検査項目	単位	水質基準値	測定頻度	
			地下水	浸透水
電気伝導度	—	—	埋立開始前1回	—
塩化物イオン	mg/L	—	埋立開始～廃止1回/月	—
BOD	mg/L	20以下	—	埋立開始～終了1回/月 終了～廃止1回/3ヶ月
地下水等検査項目 (環境基準)	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	埋立開始前1回 埋立開始～廃止1回/年
	総水銀	〃	0.0005以下	
	カドミウム	〃	0.003以下	
	鉛	〃	0.01以下	
	六価クロム	〃	0.05以下	
	砒素	〃	0.01以下	
	全シアン	〃	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	〃	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	〃	0.01以下	
	テトラクロロエチレン	〃	0.01以下	
	ジクロロメタン	〃	0.02以下	
	四塩化炭素	〃	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	〃	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン	〃	0.02以下	
	1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04以下	
	1.1.1-トリクロロエタン	〃	1以下	
	1.1.2-トリクロロエタン	〃	0.006以下	
	1.3-ジクロロプロペン	〃	0.002以下	
	チウラム	〃	0.006以下	
	シマジン	〃	0.003以下	
	チオベンカルブ	〃	0.02以下	
ベンゼン	〃	0.01以下		
セレン	〃	0.01以下		
1,4-ジオキサン	〃	0.05以下		
塩化ビニルモノマー	〃	0.002以下		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	※	—

本表は、「環境基準」(環境省告示)、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(環境省令)、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場の維持管理基準を定める省令」(総理府・環境省令)を基に作成。

※ 埋立開始前に1回及び開始後に年1回測定し(当初2年間)、ダイオキシン類による汚染がないことを確認する。



### (3) 悪臭モニタリング

安定型最終処分場では悪臭が発生するものは受入れないため、悪臭が発生した場合、安定型最終処分場では処分できない廃棄物の混入が強く疑われることから、廃棄物の受入中止、原因究明、必要な対策を行う。

予定地は、地形的にも最寄りの住宅、道々礼文線との離隔距離が長く、住宅や道々に到達することは考えにくいですが、日常的（受入日ごと）に埋立地周辺における悪臭の発生状況を確認する。

なお、町民等から苦情が出された場合は、誠意をもって対処するとともに、悪臭の測定を行い、原因究明、改善策を検討する。

万一、強い悪臭（硫化水素臭等）が確認された場合は、安定型最終処分場では処分できない廃棄物の混入が強く疑われることから、直ちに廃棄物の受入を中止し、臭気が確認されたエリアを立入禁止とし、防護対策を講じて悪臭濃度の測定を行う。測定結果及び原因調査方針は、宗谷振興局環境生活課に報告し、対応を協議した上で必要な対策を講じるものとする。

### (4) 騒音・振動モニタリング

最寄りの住宅、道々礼文線との離隔距離が長く、地形的にも騒音・振動が生活環境に与える可能性は低いと考えるが、日常的（受入日ごと）に埋立地周辺における重機の作業音等を確認する。

## 5. 埋立終了時の措置

- ① 埋立処分が終了した埋立地には、火災の防止、臭気の発散防止、衛生害虫獣の繁殖防止のため、厚さ 50cm の付近の土砂（砂質土、粘性土）により開口部を閉鎖する（最終覆土）。なお、跡地利用は行わない。
- ② 最終覆土表面は、植生工を行い、最終覆土の流出防止を図る。また、雨水その他の地表水を支障なく排水できる雨水勾配を確保する。
- ③ 埋立地からのガスの発生量、埋立地内の温度を測定するため、ガス・温度測定設備（ガス抜き設備兼用）を設置する。

## 6. 埋立終了後の維持管理（廃止基準への対応）

埋立が終了しても最終処分場を廃止するまで埋立期間中と同様に施設・設備の維持管理、環境管理を継続して行う。

### (1) 施設・設備の点検

- ① 貯留構造物（堤体、地山）、基礎地盤、雨水集排水設備について埋立期間中と同様、定期点検（月 1 回）を行う。点検の結果、異常の発生の恐れがある場合には、災害・事故の未然防止を図るために必要な措置を講じ、異常が発見された場合は、「3. 施設・設備の維持管理」に基づき補修工事を実施する。
- ② 門扉、立札、くいその他の設備、浸透水採取設備、地下水観測井についても定期点検（月 1 回）を行い、損傷箇所が発見された場合は、速やかに補修を行う。

- ③ 最終覆土の沈下、流出、亀裂等の発生状態について定期点検（月 1 回）を行い、必要に応じて補修を行う。
- ④ 地震、台風、豪雨等異常気象の発生直後には、全ての施設・設備の臨時点検を実施する。異常が発見された場合は、「3. 施設・設備の維持管理」に基づき補修工事を実施する。

## （2）環境管理

- ① 地下水モニタリング（埋立地廃止の評価項目）

埋立期間中に引き続き埋立処分地のの上流、下流の地下水観測井において、地下水等検査項目について年 1 回水質検査を行い、水質基準（表 2）に適合することを確認する。なお、電気伝導率及び塩化物イオンについては、埋立中と同様、月 1 回測定する。
- ② 浸透水モニタリング（埋立地廃止の評価項目）

埋立期間中に引き続き浸透水の水質を定期的（地下水等検査項目は年 1 回、BOD は 3 ヶ月に 1 回測定）に測定し、環境省令の水質基準（表 2）に適合することを確認する。
- ③ 埋立ガスモニタリング（埋立地廃止の評価項目）

ガス・温度測定設備を測定点として、埋立地からのガス発生の有無を確認する。ガスの発生が認められる場合は、定期的（6 ヶ月に 1 回）にガス流量、ガス温度の測定を行う。

なお、ガス流量の測定は、晴天時等気圧の高い時期を避けるように行う（ガス発生量は気圧が高いほど少量になる）。

廃止にあたっては、廃止基準（廃止の確認申請の直前にガスの発生がほとんど認められない、または廃止の確認申請の直前 2 年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められない）に適合することを確認する。
- ④ 埋立地内温度（埋立地廃止の評価項目）

ガス・温度測定設備（ガス抜き設備兼用）を測定点として、埋立地内温度、周辺地中温度を定期的（6 ヶ月に 1 回）に測定し、埋立地内温度が周辺地中温度と比較し異常な高温になっていないかを確認する。

廃止にあたっては、廃止基準（廃止の確認申請の直前に埋立地内温度と周辺の地中温度の差が 20°C 以内）に適合することを確認する。
- ⑤ 火災発生防止、悪臭発散防止、衛生害虫等発生防止

埋立地内の巡回点検を定期的に行い、火災の早期発見に努めるとともに、埋立期間中同様、埋立地内での「火気厳禁」、「禁煙」を徹底し、管理事務所、埋立処分地に消火器を常備する。

また、臭気の発散防止、衛生害虫獣の繁殖防止のため、最終覆土の状態を点検し、衛生害虫等や悪臭の発生がないことを確認する。

なお、最終覆土に亀裂等の異常が認められる場合は補修工事を行う。

## 7. 情報管理

### (1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の埋立量、施設の点検結果及びモニタリング結果等の維持管理記録は、データベース化し、当該最終処分場の廃止まで保管し、閲覧請求に対し閲覧に供する。閲覧方法等は以下のとおりとする。

#### 1) 閲覧に供する記録及び備え置く期日

閲覧に供する記録及び備え置く期日等は、表3のとおりとする。

表3 閲覧に供する記録及び備え置く期日

No	閲覧に供する記録	備え置く期日
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
3	残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	当該測定の結果が得られた日の属する月の翌月の末日
4	展開検査の各月ごとの実施回数	翌月の末日
	安定型最終処分場以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
5	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	当該水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	
	水質検査の結果の得られた年月日	
	水質検査の結果	
6	地下水又は浸透水の水質悪化等が認められた場合に、必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	上記措置の内容	
7	処分場の運営に関する事項(衛生害虫獣に対する措置、住民からの苦情への対応等)	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

#### 2) 閲覧場所

維持管理の記録は、一般廃棄物最終処分場の管理事務所及び衛生センター事務局に備え置き、閲覧可能とする。

#### 3) 閲覧の方法

最終処分場の周辺の居住者、事業者及び北海道宗谷総合振興局等関係官庁から閲覧を求められた場合には、維持管理に関する記録を上記閲覧場所において閲覧に供する。

なお、閲覧時間は業務時間の9:00~16:00とし、土曜日、日曜日、祝祭日及び業務時間外は閲覧を行わない。

#### 4) 閲覧の期間

閲覧の期間は、維持管理記録を閲覧場所に備え置いた日から当該最終処分場の廃止までの期間とする。

#### (2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

閲覧に供する記録及び当該最終処分場の維持管理に関する計画は、以下のとおりインターネットを利用して礼文町のホームページで公表する。

##### 1) 公表する礼文町のホームページのアドレス

<http://www.town.rebun.hokkaido.jp>

##### 2) 公表期間

###### ① 維持管理の状況に関する情報

表 3 に定める備え置く期日から起算して 3 年を経過するまでの期間

###### ② 維持管理に関する計画

許可後から当該最終処分場の廃止までの期間

#### 8. 住民への配慮

地域住民等からの最終処分場の維持管理に係る苦情等については、誠意をもって対処するとともに、問題解決にあたり、その記録を作成し、保管する。

#### 9. 環境省令による維持管理上の基準、廃止の技術上の基準への措置

廃棄物処理法「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(環境省令)で定める「産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準、廃止の技術上の基準」に適合するために講じる措置内容を表 4、5 にまとめる。

表4 「産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準」に対する措置内容

省令に定める維持管理基準	措置内容
<p><b>1. 廃棄物の飛散、流出防止</b> 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。 (第2条第2項柱書き 第1条第2項第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物が飛散、流出しないように即日覆土、転圧締固めを実施する。</li> <li>・搬入車両による廃棄物の持出を防止のため、管理事務所の洗車スペースでの洗車を義務付ける。</li> </ul>
<p><b>2. 悪臭の発散防止</b> 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 (第2条第2項柱書き 第1条第2項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臭気が発散防止のため、即日覆土を実施する。また、必要に応じて消臭剤の噴霧を行う。</li> <li>・臭気が強い場合は、臭気濃度を測定し、原因を調査し、宗谷振興局と協議した上で適切な対策を講じる。</li> </ul>
<p><b>3. 火災対策</b> 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火器を備えておくこと。 (第2条第2項柱書き 第1条第2項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所、埋立処分地、作業重機に消火器を設置するとともに、埋立地内は全面「火気厳禁」、「禁煙」とする。</li> <li>・即日覆土の励行により火災の未然防止を図るとともに、覆土兼用の防火用土砂を常時確保する。</li> </ul>
<p><b>4. 衛生害虫等の発生防止</b> ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。 (第2条第2項柱書き 第1条第2項第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生害虫等の発生防止のため、即日覆土を励行する。また、必要に応じて殺虫剤、殺鼠剤等の薬剤散布を行う。</li> </ul>
<p><b>5. 立札の設置</b> 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。 (第2条第2項柱書き 第1条第2項第6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立札は、最終処分場の出入口に設置する。汚れ、損傷が発見された場合は、洗浄、補修を速やかに行う。なお、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講じる。</li> </ul>
<p><b>6. 擁壁等の保守・点検</b> 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 (第2条第2項柱書き 第1条第2項第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯留構造物(堤体、基礎地盤、地山)等は、定期点検、臨時点検を実施し、異常の発生の恐れがある場合には、災害・事故の未然防止を図るために必要な措置を講じる。異常が発見された場合は、応急措置を講じた上で、原因を調査し、補修工事を実施する。</li> </ul>
<p><b>7. 残余容量の測定、記録</b> 残余の埋立容量について1年に1回以上測定・記録すること。 (第2条第2項柱書き 第1条第2項第19号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年に1回、現地測量(縦横断測量)を実施し、平均断面法により残余容量を算定、記録する。</li> </ul>
<p><b>8. 記録の作成、保存</b> 埋め立てられた産業廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。 (第2条第2項柱書き 第1条第2項第20号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋め立てられた安定型産業廃棄物の種類、数量を記録する。また、施設・設備の点検結果、水質調査結果、及びこれらの点検、検査結果を受けて行った措置内容について記録する。これらの記録は、最終処分場の廃止まで保存する。</li> </ul>
<p><b>9. 囲いの設置</b> 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 (第2条第2項第2号イ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場周囲が山で囲まれた高低差の大きい沢地で、人が容易に立ち入ることができない地形である。また、門扉は一般産業廃棄物最終処分場と兼用しており、受入時間帯以外、業務終了後の退出時は門扉を施錠するため、人の立ち入りはできない。</li> </ul>

<p>(埋立られた埋立地の最終処分場の維持管理の技術上の基準に示す措置内容、埋立地表面は最終覆土の施工後、植生工を行う。)</p> <p>表 本表は、埋立地の最終処分場の維持管理の技術上の基準に示す措置内容、埋立地表面は最終覆土の施工後、植生工を行う。</p> <p>(第 2 条第 2 項第 2 号イ)</p>	<p>埋立地表面は最終覆土の施工後、植生工を行う。</p>
--	-------------------------------

省令に定める維持管理基準	措置内容
<p><b>10. 展開検査</b>            廃棄物を埋立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、廃棄物を埋め立てないこと。            (第 2 条第 2 項第 2 号ロ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定型産業廃棄物以外の廃棄物及び PCB、石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、特定有害廃棄物の付着、混入を防ぐため、展開検査場を設置して埋め立て前検査を実施する。</li> </ul>
<p><b>11. 地下水等の水質検査</b>            最終処分場の周縁の 2 か所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。            (1) 埋立地開始前に地下水等検査等項目、電気伝導率及び塩化物イオンを測定・記録すること。            (2) 埋立開始後、地下水等検査項目を 1 年に 1 回以上測定・記録すること。            (第 2 条第 2 項第 2 号ハ)            (3) 埋立開始後、電気伝導率及び塩化物イオンを 1 か月に 1 回以上測定・記録すること。            (第 2 条第 2 項第 3 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地の上流、下流に地下水観測井を設置し、これより採取した地下水について水質検査を行う。</li> <li>・実施する。</li> <li>・実施する。</li> <li>・実施する。</li> </ul>
<p><b>12. 地下水の水質悪化が認められた場合の措置</b>            地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。            (第 2 条第 2 項第 2 号ニ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の悪化が認められた場合は、埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査の結果とも比較して地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇しているかを確認する。</li> <li>・地下水等の悪化が認められた場合には、宗谷総合振興局と対応を協議する。その上で、水質の測定頻度を上げ、その原因の調査、周辺水域への影響調査、新たな廃棄物の搬入を中止するなど、生活環境保全上必要な措置を講じる。</li> </ul>
<p><b>13. 浸透水の水質検査</b>            浸透水について、地下水等検査項目を 1 年に 1 回以上、BOD 又は COD を 1 か月に 1 回(埋立終了後は 3 か月に 1 回)以上、水質を測定・記録すること。            (第 2 条第 2 項第 2 号ホ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する。ただし、COD については、当該地は規制対象水域外のため、測定は行わない。</li> </ul>
<p><b>14. 浸透水の水質の基準不適合時の措置</b>            次に掲げる場合には、速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境上必要な措置を講ずること。            (1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果、水質基準に適合していない場合            (2) BOD 又は COD の水質検査の結果、BOD が 20mg/l 又は COD が 40mg/l を超えている場合。            (第 2 条第 2 項第 2 号ヘ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透水の水質(地下水等検査項、BOD)が水質基準に不適合となった場合は、宗谷総合振興局と対応を協議する。その上で、原因の調査を行い、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止して基準に適合しない原因となった廃棄物を撤去するなど、生活環境保全上必要な措置を講じる。</li> <li>・なお、COD については、当該地は規制対象水域外のため、評価項目から除外する。</li> </ul>

<p><b>15. 開口部の閉鎖</b>  埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。  (第2条第2項第2号ト)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立処分が終了した時点で、開口部を厚さ50cmの土砂で覆い、転圧締めを行う。</li> </ul>
<p><b>16. 覆いの損傷防止</b>  閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。  (第2条第2項第2号チ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的(1か月に1回)に覆い(最終覆土)を点検し、異常の発生のおそれがある場合や異常が認められる場合は、補修計画を立て、補修工事を行う。</li> </ul>

表5 「産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準」に対する措置内容

省令に定める廃止基準	措置内容
<p>1. 悪臭の発散防止 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。 (第2条第3項柱書き 第1条第3項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立終了後、最終覆土を施し、悪臭の発散を防止する。最終覆土は定期的に損傷の有無を確認し、異常が認められる場合は補修工事を行う。</li> </ul>
<p>2. 火災対策 火災発生を防止するために必要な措置が講じられていること。 (第2条第3項柱書き 第1条第3項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地内の巡視を定期的に行い、火災の早期発見に努めるほか、埋立期間中同様、埋立地内での「火気厳禁」、「禁煙」を徹底する。</li> <li>管理事務所、埋立処分地に消火器を常備する。</li> <li>最終覆土は定期的に損傷の有無を確認し、異常が認められる場合は補修工事を行う。</li> </ul>
<p>3. 衛生害虫獣等の発生防止 ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。 (第2条第3項柱書き 第1条第3項第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立終了後、最終覆土を施し、ねずみ等衛生害虫獣の生息場所をなくす。</li> <li>最終覆土は定期的に損傷の有無を確認し、異常が認められる場合は補修工事を行う。</li> </ul>
<p>4. 生活環境保全上の支障 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。 (第2条第3項柱書き 第1条第3項第11号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立期間中に引き続き廃止まで環境管理を行う。</li> </ul>
<p>5. ガスの発生 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。 (第2条第3項第2号柱書き 第1条第3項第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止の確認申請までの期間中に定期的にガス発生量等の測定を行い、廃止基準に適合しているかを確認する。</li> </ul>
<p>6. 埋立地の内部温度 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。 (第2条第3項第2号柱書き 第1条第3項第8号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止の確認申請までの期間中に定期的に埋立地内温度及び周辺地中温度の測定を行い、廃止基準に適合しているかを確認する。</li> </ul>
<p>7. 構造基準への適合 地滑り、沈下防止、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。 (第2条第3項第2号イ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立期間中に引き続き、埋立地内の巡回を定期的に行い、構造基準に適合していない箇所を発見した場合は補修工事等、適切な対策を講じる。また、台風等異常気象時には臨時点検を行う。</li> </ul>
<p>8. 地下水の水質 地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 (1) 現に地下水質が基準に適合していないこと。 (2) 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。 (第2条第3項第2号ロ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止の確認申請までの期間中、地下水の水質検査を定期的(地下水等検査項目は年1回)に行い、水質が廃止基準に適合しているかを確認する。</li> <li>異常が認められた場合、宗谷総合振興局と協議し、水質悪化の原因調査等を行うなど、生活環境保全上必要な措置を講じる。</li> </ul>
<p>9. 浸透水の水質 浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目:基準に合格 ・BOD:20以下 mg/l (第2条第3項第2号ハ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立期間中に引き続き、浸透水の水質検査を定期的(地下水等検査項目は年1回、BODは3か月に1回)に行い、水質基準に適合しているかを確認する。</li> <li>異常が認められた場合、宗谷総合振興局と協議し、水質悪化の原因調査等を行うなど、必要な措置を講じる。</li> </ul>
<p>10. 開口部の閉鎖(覆い) おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。 (第2条第3項第2号ニ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終覆土を50cm以上の厚さで行う。</li> </ul>